はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どものモデルとなるべき大人一人一人が、互いの違いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめの解決をとおして、子どもたち一人一人が「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくりや、さらには心豊かで安全・安心な社会づくりを、主体的に進めなければならない。

このような基本理念の元、いじめ問題の克服に向けて、佐川町・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、それぞれが主体的・積極的に取り組むよう「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童 生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問 わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、佐川町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理 的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であっ て、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 具体的ないじめの態様

- ○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ○仲間はずれ、集団による無視をされる
- ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ○金品をたかられる
- ○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) 運用上の注意点

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、

いじめられた児童生徒の立場に立つ。

- ○「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- ○当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目して見極める。
- ○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」を活 用して組織的に行う。

第3 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

また、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験しているとの調査結果もある。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

第4 「いじめ防止対策委員会」

(1)組織の役割

- ○いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・ 修正
- ○いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート(教職員用、児童生徒用、保護者用等)の作成・検証・修正
- ○いじめに関する校内研修の企画・検討
- ○いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有 を行う。
- ○いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共 有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と 保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ○重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体とする。

(2)組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、SCとする。

(3)組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、佐川警察署や佐川町育成センター<u>など</u>の外部専門家の助言を得る。

第5 いじめ防止のための取組

(1) 学校づくり・授業づくり

- ○すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業 や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- ○「関わり合い高め合う」をキーワードに学校づくりを進めていく。
- ○わかる授業づくりを進める、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ○すべての児童生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を目指す。
- ○教科の観点からだけではなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合い、全教職員で、 わかる授業づくりに全教職員で取り組む体制をつくっていく。
- ○児童生徒の特性を理解したうえで、個に応じた指導法の改善工夫を進める。

(2)集団づくり・児童生徒理解

- ○すべての児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育む。
- ○互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作りだしていく。
- ○障害(発達障害を含む)のある児童生徒についての理解を深める。
- ○児童生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり 絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- ○学級活動、道徳の時間など、学級単位の指導をいじめが起きやすい時期(4月下旬や9月上旬など)を踏まえ、年間指導計画に位置づけたうえで、どの学年においても必ず指導がなされるような指導計画などを考える。

(3) 児童生徒指導

- ○チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方 や聞き方の指導など、学校として揃えていくべき事柄を確認する。
- ○いじめている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認することがないようにする。
- ○児童生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるような働きかけること。

(4) 教職員の資質能力の向上

- ○授業を担当するすべての教職員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を、 いじめ防止のための年間指導計画に位置づけ、実施していく。
- ○教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- ○「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- ○すべての児童生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹すること。

第6 いじめの早期発見、早期対応等

(1) いじめの発見

○いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、 ささいな変化に気付く力を高めることが必要である。 (教育相談体制や生徒指導体制 の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケートについて等を実施)

- ○児童生徒の変化等に気づいた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応 する。
- ○気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、たとえば5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく。その場合、個人情報の取扱いは十分配慮する。
- ○得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考 える体制をつくる。
- ○クラスの様子を日誌の記述からもうかがう。
- ○個人ノートや生活日誌等、教職員と児童生徒の間で交わされる日記等も活用する。
- ○保健室の様子を聞く。
- ○保護者にも協力してもらい、家庭で気になる様子はないかを把握する。
- ○積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せて もらえる体制を構築する。
- ○普段から児童生徒の生活を把握するための健康アンケートや定期的な個人面談を行う。
- ○児童生徒が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないよう気をつける。
- ○やっとの思いで相談したのに、うるさがられたり、後で話を聞くと言って対応しても らえなかったりする等がないようにする。
- ○校舎内に相談箱を設置したり、相談電話等を活用したりする。
- ○児童生徒や保護者に「24時間相談ダイヤル」の周知をする。
- ○特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から児童生徒への態度や関わり 方を見直す。

(2) いじめの対応

- ○速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通す。
- ○加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、 毅然とした態度で指導する。
- ○いじめの対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- ○判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- ○いじめであると判断されたら、被害児童生徒のケア、加害児童生徒の指導など、問題 の解消まで、「組織」が責任を持つ。
- ○問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。
- ○加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、佐川町教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- ○児童児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ち に所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ○ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童生徒の生命、 身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し たりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- 〇いじめが「重大な事態」と判断された場合には、佐川町教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- ○児童生徒の人格の成長に主眼を起き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の

解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。

- ○いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動 を行う。
- ○学校における情報モラル教育を進める。

第7 PTAや地域の関係団体等と連携について

- (1) PTAや地域の関係団体との連携促進
 - P T A や地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く 諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
 - ○いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付 し、周知する。
- (2) 地域とともにある学校づくり
 - ○学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもを育み、いじめ 問題の解決 を進めていくために、開かれた学校づくり推進委員会とともに、学校のいじめ問題の 取組について検証する。

第8 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。なお、重大事態委員会については、重大事態の性質に応じて外部の専門家を加えたものとし、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

また、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに佐川町教育委員会に報告し、その事 案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

② 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。<u>なお、</u>重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。